

白川町立蘇原小学校いじめ防止基本方針

平成28年4月15日改訂

1. いじめの定義といじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

(1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法より抜粋）

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(2) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめ問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(3) いじめの禁止

児童は、いじめを行ってはならない。

(4) 学校及び職員の責務

「いじめは、どの学校・学級でも起こり得るものであり、いじめ問題にまったく無関係ですむ児童はいない」という基本認識にたち、いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者及び地域関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの未然防止と早期発見に取り組む。また、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2. いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

①学校におけるいじめの未然防止

ア いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

○学級人権宣言

人権週間（12月4日～10日）に人権に関する学習をし、学級における人権宣言を決め、継続してその宣言を守る意識を育てる。

○生徒指導委員会

定期的に児童の生活や学習の様子からの課題や指導についての情報交流、共通行動の確認等を行う。

○教育相談

各学期に、学級担任が児童一人一人と向き合い児童の悩みや相談を聞き、問題の解決に努める。

○生徒指導交流

毎週児童に関する情報を交流し、いじめの未然防止に努める。

イ 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

○一人一人が輝く学習活動

児童一人一人に確実に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感をもつことができるような学習活動を計画的に実施する。また、主体的に学習に取り組む意欲を育むために、発問や指導方法等を工夫する。

○人との関わりを身に付けるためのトレーニング活動

自分と他人では思いや考えが違うことに気付かせ、そんな中に認められる自分が存在することを感じることができるよう、朝の活動や特別活動の時間を活用してソーシャルスキルトレーニングを計画的に実施する。

ウ 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図る。

○定期的な懇談会の実施

学級懇談会や民生委員・児童委員や学校評議員等との懇談会を定期的に実施し、家庭や地域での児童の様子を把握する。また、日頃からいじめ等に関する情報を聞き出しやすい関係づくりに努める。

エ 人とつながる喜びを味わう体験活動

○ファミリー活動

友達とわかり合える楽しさや嬉しさを実感できるようにし、コミュニケーション力を育むために、異学年集団（ファミリー）による遊び、学習、読書、ボランティアなどを計画的に実施する。

○学校行事や委員会による活動

目標をもって仲間と協力して活動を工夫する体験を通して、学級や学校への所属感を高めるために、計画的に学校行事や委員会による活動（8の字跳び大会等）を実施する。

②いじめの早期発見のための措置

ア いじめを早期に発見するために、児童に対する定期的な調査を実施する。

○生活アンケートを毎学期実施する。その後教育相談週間を実施する。

イ 児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるように、次のとおり相談

体制の整備を行う。

○スクールカウンセラーの活用

白川中学校区担当のスクールカウンセラーを活用し、相談できることを周知するとともに、相談があればスクールカウンセラーとの相談を迅速に設定する。

ウ いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。

③インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

児童及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるように、情報モラル研修会等を行う。また、学年に応じた情報教育に関する指導を計画的に実施する。

(2) いじめ防止等に関する措置

①いじめの防止等の対策のための組織「いじめ防止委員会」の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止委員会」を設置する。

ア 構成員

校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、主幹教諭、
スクールカウンセラー、白川町教育委員会（以下教育委員会）担当者

イ 活動内容

- いじめの早期発見に関すること。
- いじめ防止に関すること。
- いじめ事案に対する対応に関すること。
- いじめが心身に及ぼす影響やいじめの問題に関する児童の理解を深めること。

ウ 開催

年2回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

②いじめに対する措置

ア いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。

イ いじめの事案が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

ウ いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。

エ いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を

関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

オ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び加茂警察署等と連携して対処する。

(3) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

ア 重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。

イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

エ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(4) 学校評価における留意事項

いじめを隠ぺいせずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

ア いじめの早期発見に関する取組に関すること。

イ いじめの再発を防止するための取組に関すること。